

事務連絡  
平成24年1月25日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

平成24年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成24年度の国の予算につきましては、平成23年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成24年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局  
財政課財政計画係 原  
電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の予算等

政府は、平成23年12月16日「平成24年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月22日に「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成24年度予算政府案（別添資料第3）を閣議決定した。

1 平成24年度予算は、「平成24年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

### (1) 平成24年度予算の基本方針（日本再生に向けて）

平成24年度予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。併せて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う。

#### ① 東日本大震災からの復興

##### ア 被災地の経済社会の再生

日本再生の一丁目一番地は、東日本大震災の被災地の経済社会の再生である。被災地の方々が早期に復興を実感できるよう、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、平成23年度補正予算に引き続き、平成24年度予算においても震災復興に全力を挙げる。

##### イ 原発事故からの再生

「福島再生なくして、日本の再生なし」との考え方で、平成23年度補正予算に引き続き、平成24年度予算においても、被災者の支援に加え、放射性物質汚染廃棄物処理や土壌の除染等の取組を加速する。

#### ② 日本再生重点化措置等を通じた経済分野のフロンティア開拓

平成24年度予算においては、「日本再生重点化措置」を最大限活用し、新たなフロンティア及び新成長戦略、教育・雇用等の人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現といった分野への投資に予算配分の重点化を図る。

③ 分厚い中間層の復活に向けて

所得中位層に属する階層をかつての水準に回復させること等により、分厚い中間層を復活させることが必要である。そのためには、働く能力がある国民が全員参加できる社会の実現を目指すとともに、働く能力を育てる政策が必要であり、平成24年度予算において重点的に取り組む。

④ 農林漁業の再生

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）に基づく5年間の行動計画の初年度として、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、6次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を生かせる農業への改革を推進する。

⑤ エネルギー・環境政策の再設計

福島原発事故の反省を踏まえ、事故収束と原子力安全の強化に万全を期すとともに、原子力発電に電力供給の過半を依存してきた現行のエネルギーミックスをゼロベースで見直す。

⑥ 地域主権改革

地域主権改革は、地域のことは地域で決めるための重要な改革である。平成23年度予算に引き続き、平成24年度予算においても補助金等の一括交付金化を更に進め、対象事業の拡大、増額を図るとともに、都道府県に加え、政令指定都市を対象を拡大する。

⑦ 既存予算の不断の見直し

平成24年度予算は、東日本大震災からの復旧・復興の足取りを確実なものとするために、国民に追加的な負担をお願いしつつ編成される予算であると同時に、社会保障・税一体改革を控えた予算であり、これまで以上の緊張感を持って、徹底した無駄の排除を進めていく。

(2) 財政運営戦略の着実な実現

- ① 欧州の政府債務危機の状況も踏まえ、我が国財政への市場の信認を確保していくため、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）における財政健全化目標の達成に向け、行政刷新会議の「提言型政策仕分け」等も活用しつつ既存歳出の見直しを進め、「中期財政フレーム（平成24

年度～平成26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）に基づいて平成24年度予算編成を進めるとともに、「社会保障・税一体改革成案」に沿って具体化に向けた検討を進め、次期通常国会への関連法案の提出を目指す。

② 平成24年度当初予算における新規国債発行額（償還財源の確保された復興債を除く。）は、平成23年度当初予算の水準である約44兆円を上回らないものとするよう、全力を挙げる。

③ 平成24年度当初予算における基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）に則り、平成23年度当初予算の水準である約71兆円（年金差額分（基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を言う。）2.6兆円を除けば68.4兆円）を実質的に上回らないものとする。

2 このような方針に基づいて編成された平成24年度の一般会計予算の規模は、90兆3,339億円（前年度比2兆777億円、2.2%減）で、基礎的財政収支対象経費は、68兆3,897億円（前年度比2兆4,728億円、3.5%減）となっている。なお、経済危機対応・地域活性化予備費が9,100億円（前年度比1,000億円、12.3%増）計上されている。

財政投融资計画の規模は、17兆6,482億円（前年度比2兆7,423億円、18.4%増）となっている。

また、「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成24年度の国内総生産は479.6兆円程度、名目成長率は2.0%程度、実質成長率は2.2%程度となるものと見込まれている。

3 また、平成23年12月10日に閣議決定された「平成24年度税制改正大綱」においては、平成22年度・平成23年度税制改正から税制抜本改革へと通じる、税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する新成長戦略実現に向けた税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組・見直しの方針（「ふるい」）に基づく租税特別措置等の見直し、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革、平成23年度税制改正における積残し事項への対応を中心に改正を行うこととしている。

## 第2 平成24年度の地方財政への対応

### 1 通常収支分

平成24年度の地方財政への対応に当たっては、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」（平成23年9月20日閣議決定）に基づき、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づき定める中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）に沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として所要の対応を行うこととした。

#### (1) 地方交付税の確保

地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を確保（対前年度比811億円、0.5%増）している。

また、「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」については、概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を含めて計上することとしている（「地域経済基盤強化・雇用等対策費」1兆4,950億円）。

#### (2) 財源不足とその補填措置

平成24年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、13兆6,846億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来17年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算等に加えて、新たに平成24年度から平成26年度まで地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（管理勘定。以下同じ。）の活用により対処する

こととした残余については、平成23年度に講じた平成25年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

上記の考え方にに基づき、平成24年度の財源不足額1兆3,846億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発	8,200億円
イ 地方交付税の増額	2兆8,952億円
（ア）平成23年度以前の地方財政対策等に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成24年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ	9,752億円
（イ）地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算の交付税特別会計への繰入れ	1兆500億円
（ウ）交付税特別会計剰余金の活用	5,200億円
（エ）地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500億円
ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行	2兆2,972億円

により補填することとした。その上で、これらを除く、7兆6,722億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

- ① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額9,752億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（平成19年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額）に基づく加算額867億円、同条第3項（平成23年度における地域活性

化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した加算額)に基づく加算額2,150億円及び同条第4項(公共事業等臨時特例債の利子負担額等)に基づく加算額6,235億円並びに投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額(以下「かい離是正分加算」という。)のうち平成17年度のかい離是正に係るもの1,750億円のうちの500億円であること。

- ② 折半対象財源不足額(7兆6,722億円)のうち国負担分3兆8,361億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。
- ③ 平成24年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分(3兆8,361億円)に地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額(2兆2,972億円)を加えた6兆1,333億円とすることとしていること。
- ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 2兆1,159億円
- イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額(2,428億円)の3分の2に相当する額 1,619億円
- ウ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額(かい離是正分加算500億円を控除した額) 500億円
- エ 「地方交付税法」附則第4条の2第6項に基づき平成24年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 827億円
- オ 平成23年度分の交付税特別会計借入金の利払費予算額と実際に要すると見込まれる額の差額のうち、平成24年度の地方交付税の増額に活用した額(3,400億円)の3分の1に相当する額(平成23年度においては利払費の3分の2を地方負担としたことによる調整分)

△1,133億円

臨時財政対策債の配分方法については、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度より、3年間で段

階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）に移行することとしていること。

(3) 地方交付税の総額

平成24年度の地方交付税の総額は1兆7千454億5千万円（前年度比81.1億円、0.5%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 地方交付税の法定率分等	1兆7,233億円
ア 国税5税分の法定率分	1兆517億円
イ 国税決算精算分（平成19、20年度）、平成20年度補正予算（第2号）における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	△4,464億円
ウ 交付税特別会計借入金償還額	△1,000億円
エ 交付税特別会計借入金支払利子	△2,428億円
オ 平成23年度からの繰越金 （うち第2次補正関係1,000億円、第4次補正関係3,608億円）	4,608億円
② 一般会計における加算措置等	6兆3,813億円
ア 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	1兆4,952億円
（ア）法定加算（既往法定分等）	9,752億円
（イ）交付税特別会計剰余金の活用	5,200億円
イ 地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算	1兆500億円
ウ 臨時財政対策特例加算	3兆8,361億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500億円
ア 「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3,500億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰り入れることとしている。	
イ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用は、中期財政フレームの期間（平成24年度～平成26年度）中、総額1兆円を別途	



としている。

また、次の①から③までに掲げる額の合計額については、新たに平成30年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

- ① 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

612億円

- ② 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

30億円

- ③ 平成10年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額

2億円

#### (4) 地方長期債務残高の抑制

財政運営戦略等を踏まえ、地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 財政運営戦略に沿って、一般財源総額について平成23年度と同水準を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比260億円、0.4%減）することとしていること。

- ② 交付税特別会計借入金について、1,000億円の償還を実施することとしていること。

なお、交付税特別会計借入金については、近年の低金利や借入の実態等も踏まえ、利払費に係る積算金利を見直し、財政融資資金からの借入金については0.3%引き下げ、民間資金からの借入金については0.7%引き下げるとともに、民間入札による調達額を徐々に拡大する等により、利払費予算額を1,933億円縮減することとしていること。今後とも、利払費の縮減を推進するためには、民間入札の円滑化が重要となるため、各地方公共団体においても、地域の金融機関等に交付税特別会計借入金（平成14年より日本銀行の適格担保制度の対象）に対する応札や入札参加者への登録等について積極的なIR等に取り組みきたい。

#### (5) 地方税制改正

地方税制については、地域主権改革を推進する観点から、地方税の充実と

住民自治の確立に向けた地方税制度改革を進めることとしており、平成24年度税制改正大綱において、以下のとおり、その基本的考え方や具体的取組などを示している。

#### ① 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要である。

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

#### ② 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

##### ア 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していく。

その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進める。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進める。

今後、引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施する。

##### イ 具体的取組

###### (ア) 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止し、地方税制について国が定める範囲を縮小していくとともに、特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）を導入し、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の实情に対

応した政策を展開できるようにする。

平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置のうち、「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）に規定する雨水貯留浸透施設に係るもの及び公害防止用の下水道除害施設に係るものについて、地方自治体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにする。

(イ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体の「執行の責任の拡大」や「住民の利便性の向上」等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大を進める必要がある。

当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方自治体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方自治体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。

この他、平成24年度の地方税制改正においては、固定資産税等の負担調整措置のうち住宅用地に係る据置特例の見直しや自動車取得税における「エコカー減税」の重点化を図るほか、通常国会に提出される予定である「福島復興再生特別措置法案（仮称）」の策定に伴う新たな税制上の支援策等を講じることとしている。

(6) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成24年度地方財政計画ベース）は8兆1千8億700億円程度（前年度比6,400億円程度、0.8%程度減）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は6兆6千4億600億円程度（前年度比3,700億円程度、0.6%程度減）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は5兆9千6億2千41億円（前年度比1,251億円、0.2%増）となる見込みであり、一般財

源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は58兆9,741億円（前年度比1,951億円、0.3%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は13.6%程度（前年度13.9%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成24年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は200兆4,900億円程度（前年度末200兆3,900億円程度、前年度比1,000億円程度増）となる見込みである。

## 2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

### (1) 東日本大震災復旧・復興事業

東日本大震災復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成24年度地方財政計画ベース）は1兆7,800億円程度となる見込みである。

また、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置することとしている。

- ① 直轄・補助事業に係る地方負担分（但し、公営企業債、公営住宅建設事業債及び貸付金の財源に充てるための地方債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）
- ② 地方単独事業分
  - ア 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染及び投資単独事業に係る経費等
  - イ 平成23年度特別交付税による対応を見込んでいた東日本大震災に係る災害復旧事業費に基づく算定分のうち平成24年度に繰り越すこととしたもの
- ③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧

・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 地方税法等に基づく特例措置分

「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第30号）、  
「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）、  
「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第96号）、  
「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第120号）等の施行による地方税等の減収額（「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に基づき平成26年度までに市町村との管理協定の対象となる津波避難施設に係る固定資産税の特例等によるものを除く。）

イ 条例減免分

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内にあるものにおける地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分

「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び通常国会に提出される予定である「福島復興再生特別措置法案（仮称）」（以下「復興特区法等」という。）の施行により、復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の当該地方公共団体の減収額

(2) 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業の歳入歳出規模（平成24年度地方財政計画ベース）は、全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費が4,900億円程度、地方単独事業費が1,400億円程度となり、総計で6,300億円程度となる見込みである。

### 第3 予算編成の基本的考え方

第1、第2を踏まえ、平成24年度の予算編成に当たりご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成24年度の国内総生産の成長率は、名目2.0%程度、実質2.2%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における行政刷新会議等の動向にも注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるのでご配慮いただきたい。
- 3 定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、公務の能率的運営を推進することが重要であると考えられるので、次の事項にご留意いただきたい。
  - (1) 定員については、地域の実情を踏まえつつ、自主的に適正な定員管理の推進に取り組むこと。
  - (2) 給与については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿い、国における取扱いや地域の実情等を踏まえつつ、議会で十分審議を行い適切に対処されるよう期待するが、その際、特に次の事項にご留意いただきたいこと。
    - ① 地域手当については、給料水準の見直しを前提に、原則として国における地域手当の指定基準に基づいて支給地域及び支給割合を定めること。
    - ② 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映すること。
    - ③ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する

- 者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- ④ 級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
  - ⑤ 勤務実績の給与への反映については、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、公正かつ客観的な人事評価システムを活用すること。また、これが未整備の地方公共団体にあつては、国の人事評価制度・運用も参考としつつ、その構築に早急に取り組むこと。
- (3) 定員及び給与の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。
- (4) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、事業の実施状況等の公表を行うこと。
- 4 平成24年度以降の子どものための手当は、3歳未満の子ども及び3歳以上小学校修了前の第3子以降の子ども1人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了前の第1子・第2子の子ども及び中学生1人につき月額10,000円を支給することとしている。また、平成24年6月分の支給から、所得制限（960万円（夫婦、子2人）を基準とする。）を適用するとともに、年少扶養控除の廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については中学校修了までの子ども1人につき、月額5,000円を支給することとしている。また、事業主負担を除き、国と地方の負担割合を2：1とすることとしている。

さらに、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」（平成23年法律第107号）で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設けることとし、以上の方針に沿って、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）を改正する所要の法律案が通常国会に提出される予定である。

また、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分（使途未定分。平成24年度

：5,050億円)の取扱いについて、次のとおり、国と地方の負担調整等を行うこととしている。

- (1) 子どものための手当の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額：1,353億円)の振替えを含む。)(2,440億円)
- (2) 平成24年度税制改正における自動車取得税の減免措置の継続に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための地方特例交付金(所要額：500億円)の措置の振替え
- (3) 国庫補助負担金の一般財源化(1,841億円)
  - ① 子育て関連の国庫補助負担金(子育て支援交付金等)(315億円)
  - ② 国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)(都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移すもの(給付費等の2%分))
- (4) 暫定的対応として、特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担を賄うための財源として活用(269億円)

なお、超過負担の解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指すこととしている。

また、平成25年度以降の地方の追加増収分及び(4)の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討することとしている。

- 5 原子力発電所の事故による災害の影響により避難を余儀なくされている住民に対する行政サービスの提供等については、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」(平成23年法律第98号)に基づき、当該事務に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 6 地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、平成24年度より、実質公債費比率が14%未満(平成25年度以後の年度にあつては16%未満)であることなどの要件を満たす地方公共団体が民間資金債を発行しようとする場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出で足りるものとするとしている。



- 7 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）の趣旨等を踏まえ、次の事項にご留意いただきたい。
- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
  - (2) 財政健全化団体、財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、財政健全化計画等の進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
  - (3) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革を集中的に行えるよう、平成25年度までの間の時限措置として、改革のために特に必要となる経費を地方債（第三セクター等改革推進債）の対象とすることとしているので、その活用による抜本的改革を検討すること。
  - (4) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、法の趣旨に反するものであることから、速やかに改善すること。
- 8 地方公共団体の国等への寄附金等の支出については、地域の自主性及び自立性を高めていくため、「地方公共団体財政健全化法」附則第5条の規定を廃止し、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとしたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条関連）の施行について」（平成23年11月30日付け総務大臣通知）で通知しているとおり、国と地方の財政規律の確保の観点から、国等への寄附金等の支出に当たっては、これまでの同条の規定の運用も踏まえて、適切な財政運営にご留意いただきたい。
- 9 公金の取扱いについては、「公金の取扱いの適正化等について」（平成21年11月12日付け総務事務次官通知）等で通知しているところであるが、経費の支出が関係法令等に則って適切に処理されているかを自主的に点検し、適正な予算執行を確保するための改善措置を講じるとともに、監査等の監視機能

の強化等を通じ、適正かつ公正な財務運営及び厳正な服務規律を確保することにご留意いただきたい。

10 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨に即した財務処理を行うこと。

(2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。

(3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

(4) 国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては適切に対応すること。

11 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示、また、「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示に加えて、財政の効率化・適正化を一層進める観点から、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」（平成22年3月12日）を参考に、公会計の整備・活用にご配慮いただきたい。

12 公共工事については、低価格入札が増加していることなど入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、平成23年8月9日に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部改正が閣議決定されたところであり、当該指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めること等について「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日付け総務大臣・国土交通大臣通知）等において要請しているのでご留意いただきたい。

13 平成23年度に創設された地域自主戦略交付金については、平成24年度は、都道府県分について、社会福祉施設等施設整備費補助金、農山漁村活性化対策整備交付金、農業・食品産業強化対策整備交付金等の一部等を新たに対象とす

るなど、対象事業を拡大し、増額するほか、政令指定都市に導入（学校施設環境改善交付金、水道施設整備費補助、社会資本整備総合交付金等の一部等）することとされている（6,754億円。うち政令指定都市分1,239億円程度。）。

また、経常補助金及び政令指定都市以外の市町村分の投資補助金については、引き続き検討を進めることとされている。

さらに、沖縄振興に資する事業を、県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる自由度の高い沖縄振興一括交付金（1,575億円）を創設することとされている。そのうち沖縄振興特別推進交付金（803億円）に係る事業の地方負担分について、国として沖縄振興に最大限配慮する必要があることを踏まえ、地方交付税措置を講じることとしている。

14 国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県調整交付金については、都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す（給付費等の2%分）こととしており、所要額（6,771億円）について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 保険料軽減制度（4,239億円（都道府県3/4、市町村1/4））

② 保険者支援制度（986億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

③ 高額医療費共同事業（2,956億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））

④ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

(3) 平成23年度から42万円に恒久化された出産育児一時金について、2/3の額を一般会計繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 国民健康保険制度に関して、以下の措置を講じることとし、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）を改正する所要の法律案が通常国会に

提出される予定であること。

- ① 平成25年度までの暫定措置である国保財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業）を平成27年度に恒久化すること。また、恒久化までの間、暫定措置を平成26年度までの1年間延長すること。
- ② 平成27年度に都道府県単位の共同事業について、事業対象を全ての医療費に拡大すること。

15 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（2,481億円（都道府県3/4、市町村1/4））
- ② 高額医療費負担金（1,628億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））
- ③ 財政安定化基金（507億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））
- ④ 不均一保険料助成（5億円（国1/2、都道府県1/2））

(2) 平成24年度は、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）について継続することとしていること。

(3) 医療費の適正化を図るため、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

16 肝炎対策については、肝炎治療に係る医療費助成等の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

肝炎ウイルス検診（健康増進事業）のメニューである検診の個別受検勧奨に係る地方負担についても、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。

17 がん検診については、受診率の向上のために要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

がん検診推進事業については、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の検診費用等に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

- 18 ワクチン接種緊急促進事業については、平成23年度補正予算（第4号）において、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（hib）ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するため、都道府県に設置された基金の積み増しに必要な経費が措置されたところであるが、これらのワクチンの接種費用等に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 19 地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業及び後期研修医に対する修学資金等貸与事業や、過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医や産科医・新生児科医等の手当への財政支援などの医師確保対策等の推進に係る国庫補助事業の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 20 教育教材の整備推進については、新学習指導要領の全面实施等に対応し、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、新たに、教材整備計画（平成24年度～平成33年度）を策定し、地方交付税措置を講じることとしている。
- また、図書整備については、平成28年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、新たに、学校図書館図書整備5か年計画を策定し、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- さらに、平成24年度から、学校図書館への新聞配備及び学校図書館担当職員の配置に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 21 特別支援教育支援員については、公立幼稚園は4,500人分、公立小中学校は36,500人分、公立高等学校は500人分の配置について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 22 「農山漁村地域活性化対策」のうち、「農地・水保全管理支払交付金」の一部である共同活動支援交付金については平成23年度末までとされていたが、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図った上で、平成28年度まで継続することとされており、これに伴い地方単独事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 23 「森林・林業振興対策」のうち、「森林整備地域活動支援交付金」について

は、平成24年度からの新たな森林経営計画制度の施行に合わせ、計画的に集約化施業を行う取組を重点的に支援することとした上で、平成28年度まで継続することとされており、これに伴い地方単独事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

24 「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）の一部改正により、国税庁が実施していた認定NPO法人制度に関する事務を都道府県及び政令指定都市が実施することとなることから、当該事務に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

25 自然環境、食料、再生可能エネルギー、歴史文化資産等の地域資源や域内の資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図り、「地域から人材、資源、資金が流出する中央集権型の社会構造」を、分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」への転換を目指す「緑の分権改革」の取組に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

26 消費者行政やDV対策・自殺予防、知の蓄積等による地域づくり等の住民生活に光をそそぐ事業について、児童虐待事例の増加等に対応するための地方公共団体による児童虐待防止への取組や、地域消費者行政の更なる充実が図れるよう、地方交付税措置を拡充することとしている。

併せて、住民と連携した見守り体制の構築等による自立支援、相談機能の充実、試験研究機関の充実強化、大学や地域と連携した地場製品の開発等の地域の実情に応じた取組について、継続的かつ積極的な施策展開が図れるよう、地方交付税措置を講じることとしている。

27 地方公共団体が地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や、NPO等による保育サービスの支援など、直接的なサービスに係る取組のほか、子育て人材の養成、企業等と連携した先進的な取組など、様々な子育て支援施策を展開できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。

28 平成24年度税制改正大綱を踏まえ、地球温暖化対策に係る地方財源の確保・充実の仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案が得られるまでの措置として、国産・地域材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、地方公共団体が森林吸収源対策等を一層推進できるよう、地方交付税措置を講じること

としている。

29 過疎対策の推進に当たっては、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）に基づき、ハード事業及び地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対して、財政措置を講じることとしている。

30 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 住宅用火災警報器については、未設置世帯への更なる設置推進のほか、設置世帯に対する電池切れ又は点検未実施による誤発報などによる取り外し防止広報など、地域の多様なボランティア等と連携した取組に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 防災強化に関する対策については、消防団員の確保及び安全装備品の充実、地域防災計画の見直し、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化及び非常用物資の購入に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

31 地域力創造対策、市町村合併、地域情報化推進事業、外国人住民に係る既存住民基本台帳システム等の改修、中小企業金融対策、消費者行政費、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業、子育て支援事業、妊婦健診、認定こども園、公共施設等耐震化事業、消防救急デジタル無線整備事業、国民保護対策、消防広域化支援対策、定住自立圏構想及び地域の人材力活性化等については、引き続き、地方交付税等による措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）及び「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）に基づき平成21年度までに合併した市町村については、そのまちづくりを支援するための所要の財政措置を講じることとしていること。

また、平成22年に一部改正された「合併特例法」に基づき平成22年度以降の合併市町村に対して、所要の財政措置を講じることとしていること。

(2) 自治体クラウドの推進については、災害に強い電子自治体の確立、地方公

共同体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展等に向けた取組を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定及びデータの移行に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (3) 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組、外部人材の活用等に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

また、大都市圏の企業に勤務する入社後概ね3年から5年を経た社員が、一定期間市町村に出向し、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に携わることにより、地域の活性化、地方と大都市圏の交流を推進する「若手企業人地域交流プログラム」を実施することとしており、市町村による若手企業人の受入れに対して、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (4) 地域の人材力活性化については、地域おこし協力隊、集落支援員及び地域力創造のための外部人材の活用に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

また、東日本大震災により被災した地方公共団体において、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- 32 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成24年度の地方財政計画上の取扱いについては、「平成24年度地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）により別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

- 33 宝くじについては、総務省に設置された宝くじ活性化検討会による報告書（平成23年12月9日）において、当せん金付証券の電磁的記録化を可能とすることや当せん金の最高倍率を引き上げること等を内容とする法律改正を行うことが提言されたことを踏まえ、「当せん金付証券法」（昭和23年法律第144号）を改正する所要の法律案を通常国会に提出する予定である。



34 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、経営状況が悪化し、収益率が低下する等極めて厳しい状況にあるので、各施行団体にあつては、施設改善やファンサービス等の売上増加策を講じ、公営競技の魅力の向上を図りつつ、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じた、今後の事業の在り方に関する検討にご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしている。

35 ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率及び融資限度額の引上げの特例措置を平成25年3月31日まで延長することとしている。

## 第4 通常収支分の歳入歳出

### 1 歳入

#### (1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方公共団体の歳入を確保するとともに、公平かつ適正な税務執行に対する納税者の信頼を確保するため、地方税の徴収対策を推進することが重要であること。
- ② 平成24年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として753億円の増収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを742億円の増収、所得の計算などの国の税制改正の影響に伴うものを11億円の増収と見込んでいること。

平成24年度の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額は4億円の増収と見込んでおり、これを含めると757億円の増収となる見込みであること。

- ③ 平成24年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、2,532億円、0.8%の

増の33兆6,569億円（東日本大震災による減免等に伴う減収見込額を除く。道府県税にあつては2.6%の増、市町村税にあつては0.5%の減）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割2.5%の増、法人税割11.9%の増、法人事業税6.7%の増、地方消費税3.0%の増、市町村民税のうち所得割2.5%の増、法人税割11.8%の増、固定資産税（交付金を除く。）4.7%の減となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ④ 個人住民税については、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止することとしたこと。

その他、所得税における給与所得控除及び退職所得の2分の1課税の見直しは、個人住民税に自動影響するものであること。この影響は、給与所得控除の見直しは平成26年度分の個人住民税から、退職所得の2分の1課税の見直しは平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から生じるものであること。

- ⑤ 法人住民税、法人事業税については、平成23年度税制改正により平成24年度から、国税と地方税を合わせた法人実効税率5%の引下げを行うが、今回の法人実効税率の引下げは、我が国企業の国際競争力の観点等から行うものであるため、全体として地方の税収に極力影響を与えないようにしており、都道府県及び市町村の法人住民税が減収となる一方で、課税ベースの拡大により法人事業税は増収となっていること。

この結果、都道府県に増収、市町村に減収が生じることとなるため、平成25年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することとしていること。

- ⑥ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大として、地方公共団体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進することとしていること。

- ⑦ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ⑧ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。
- ⑨ 地方税の電子申告手続等のシステム運用経費として、所得税確定申告書データ連携に係る運用費用を含め、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

## (2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆2,615億円（前年度比866億円、4.0%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,803億円（同25億円、0.9%増）、石油ガス譲与税113億円（同6億円、5.0%減）、航空機燃料譲与税127億円（同4億円、3.1%減）、自動車重量譲与税2,884億円（同84億円、2.8%減）、特別とん譲与税124億円（同12億円、10.7%増）及び地方法人特別譲与税1兆6,564億円（同923億円、5.9%増）となっている。

自動車重量譲与税については、平成24年度税制改正における自動車重量税の見直しに伴い、減収が生じる見込みであることにご留意いただきたい。

## (3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込み額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な1,275億円（前年度比2,602億円、67.1%減）である。

なお、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取扱いとして、次のとお

りとしている。

- ① 平成22年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金（所要額：1,353億円）について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い整理することとしていること。
- ② 平成24年度税制改正における自動車取得税の減免措置の継続に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための地方特例交付金（所要額：500億円）の措置を地方財政の増収分に振り替えることとしていること。

#### (4) 地方交付税

平成24年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の29.5%相当額並びにたばこ税の25%相当額の合計額10兆6,053億円（平成19年度、平成20年度に係る精算額のうち平成24年度精算額3,637億円及び平成20年度補正予算（第2号）における臨時財政対策債振替加算に相当する額のうち平成24年度に減額する額827億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額5兆8,613億円（既往法定分等（9,752億円）、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算（1兆500億円）及び臨時財政対策特例加算（3兆8,361億円）の合計額）を加えた16兆4,665億円であり、前年度当初に比し697億円、0.4%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに前年度からの繰越金4,608億円、交付税特別会計における剰余金5,200億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用による3,500億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額1,000億円及び利子支払額2,428億円を減額した17兆4,545億円であり、前年度に比し811億円、0.5%の増となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

## ① 普通交付税

### ア 基準財政需要額

(ア) 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(1兆4,950億円)に対応し、次のとおり措置を講じていること。

(i) 「地方再生対策費」(前年度3,000億円程度)及び「雇用対策・地域資源活用推進費」(前年度4,500億円程度)を縮減した上で、「地域経済・雇用対策費」(仮称。以下同じ。)として整理・統合するとともに、緊急加算分(1,750億円)を含め、7,400億円程度(道府県分3,300億円程度、市町村分4,100億円程度)を算定することとしていること。

「地域経済・雇用対策費」は、歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置することとしていること。

(ii) 特別枠のうち「地域経済・雇用対策費」以外の基準財政需要額への対応については、次のとおり普通交付税措置(単位費用措置)を講じていること。

- ・ 住民生活に光をそそぐ事業(第3の26前段に掲げる措置、350億円程度(前年度300億円程度))
- ・ 子育て支援サービス充実推進事業(第3の27に掲げる措置、1,000億円程度(前年度同額))
- ・ 地球温暖化対策暫定事業(第3の28に掲げる措置、100億円程度(前年度同額))
- ・ 安心して暮らせる地域づくりや、疲弊した地域の活性化など、地方公共団体が住民のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、関係費目において措置(6,100億円程度(前年度同額))

(イ) 基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとによりかなりの差が生じるものと見込まれ

ること。

#### イ 基準財政収入額

(ア) 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100%算入することとしていること。

(イ) 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

(ウ) 一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割、法人税割及び法人事業税の増が見込まれ、市町村分にあつては市町村民税所得割及び法人税割の増、固定資産税の減が見込まれること。

(エ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

(オ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成23年度の当初算定額に比し個別算定経費（地域経済・雇用対策費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、それぞれ道府県分0.5%程度、市町村分0.0%程度の増、包括算定経費にあつては、それぞれ道府県分1.0%程度、市町村分2.0%程度の減と見込まれること。

エ 臨時財政対策債については、各団体の発行可能額について、平成25年度までに段階的に、人口を基礎として算出する方式を廃止し、財源不足額を基礎として算出する方式に移行することとしていることから、平成24年度においても、財源不足額を基礎として算出する方式の割合が

高くなること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

## ② 特別交付税

ア 平成24年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成23年度に比し0.5%の増となっているが、東日本大震災への対応のための平成23年度補正予算（第1号）及び補正予算（第2号）による増額後（補正予算（第2号）関係の1,000億円の繰越金を除く。）との比較では31.1%の減となっている。予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もることにご留意いただきたいこと。

特に、平成23年度において、災害対策等年度によって激変する項目のほか、被災地域への職員派遣及び被災者の受入れなどの東日本大震災への支援等を含む震災関連経費として多額の交付を受ける地方公共団体にあっては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 被災団体以外の団体における東日本大震災に係る特別の財政需要については、原則として、特別交付税により適切に対処することとしていること。

ウ 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合（現行6%）を平成26年度に5%、平成27年度以降は4%へと段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行させることとなっていること。

## (5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、社会保障関係費が増加する一方で、子どものための手当制度創設に伴う減及び公共事業関係費の減等により、地方財政計画上3.4%程度の減になるものと見込まれる。

また、平成24年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積

もることにご留意いただきたい。

## (6) 地方債

平成24年度地方債計画（通常収支対応分）（別添資料第8）は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権改革を推進し、地域に必要なサービスを実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は1兆3,396億円（前年度比1,944億円、1.4%減）となっている。

このうち、普通会計分は1兆1,654億円（同3,118億円、2.7%減）、公営企業会計等分は2兆3,742億円（同1,174億円、5.2%増）となっている。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 政令指定都市分に拡充された地域自主戦略交付金の地方負担分に係る地方債については、原則として、公共事業等債の対象となるものであること。
- ② 辺地対策事業及び過疎対策事業に係る下水処理施設における財政融資資金の償還期間を延長することとしていること。
- ③ 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じることとしていること。
- ④ 辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地対策事業債397億円を計上していること。また、過疎対策事業債については、ソフト事業を含め2,900億円（前年度比200億円、7.4%増）を計上していること。
- ⑤ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同じ割合を確保するとともに、臨時財政対策債は一般市町村について原則として全額公的資金を配分することとしていること。
- ⑥ 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様



化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化を図ること。

- ⑦ 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化を図ること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用にも配慮し、借換えにより対処することとし、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかねないため、慎重に対処すること。

#### (7) 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額52億円を減額計上して、1兆4,037億円（前年度比242億円、1.7%減）になるものと見込まれる。

## 2 歳出

### (1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、10,908人の純減としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う4,936人の減員に対して、2,900人の改善増を見込むことにより、全体として2,036人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、554人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、8,863人の減員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、626人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、81人の減員を見込んでいること。

- ② 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定さ

れる予定であること。

また、地方議会議員共済会負担金については、平成23年6月に地方議会議員年金制度の廃止等の制度改正が行われ、平成24年度においては、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用を含め857億円（前年度比490億円減）を計上することとしていること。

- ③ 地方財政計画の給料単価等の積算に当たって、人事委員会勧告の反映に加え、「わたり」の是正等を見込んでいること。

また、平成24年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。

## (2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の自然増を増額計上する一方、財政運営戦略を踏まえ国の歳出の取組と基調を合わせて取り組む観点から、社会保障関係費を除くその他の経費の見直しを行うとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出1,271億円を減じ、1兆3,095億円（前年度比506億円、0.4%減）を計上することとしていること。上記1,271億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。

一般行政経費（単独）の計上額1兆3,095億円のうち、315億円については、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取扱いとして、以下の国庫補助負担金について一般財源化を実施することとしているものであること。

- |   |       |
|---|-------|
| ア 子育て支援交付金（次世代育成支援対策推進事業の一部、地方独自の子育て支援推進事業及び子育て支援環境整備事業に限る） | 93億円  |
| イ 地域子育て創生事業（地方独自の事業への補助）                                    | 124億円 |
| ウ 子ども手当事務取扱交付金  | 98億円  |

- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保

険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,239億円、都道府県調整交付金6,771億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,481億円を合算した1兆4,491億円（前年度比2,347億円、19.3%増）を計上することとしていること。

都道府県調整交付金6,771億円のうち、1,526億円については、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取扱いとして、都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す（給付費等の2%分）こととしているものであること。

- ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

- ④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成24年度においては、4,700億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保しておくこと。

### (3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 国の公共事業関係費は前年度比8.1%減（一括交付金化の影響除きで3.2%減）とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し約8.4%減の5,900億円程度、補助事業費については、前年度に比し約3.0%減の5兆1,500億円程度となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約3.6%の減となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費についても、前年度に比し3.6%減の5兆1,630億円を計上することとしていること。

#### (4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上前年度に比し1.2%程度の減を見込むこととしている。

#### (5) 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度と概ね同額を見込むこととしている。

#### (6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

### 第5 東日本大震災分の歳入歳出

#### 1 復旧・復興事業

##### (1) 歳入

##### ① 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置する震災復興特別交付税については、6,855億円（平成23年度震災復興特別交付税に係る年度調整分1,365億円を含む。）を計上することとしている。

##### ② 国庫支出金

東日本大震災関係経費1兆772億円を計上することとしている。

このうち、東日本大震災の被災地方公共団体が用途の自由度の高い資金により、その地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりを推進することを目的として、必要なハード事業を幅広く一括化するとともに、それらの事業と関連した復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする東日本大震災復興交付金については、2,842

億円を計上することとしている。

③ 地方債

平成24年度地方債計画（東日本大震災に関連する事業分）（別添資料第10）において、東日本大震災復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額のうち、公営企業債、公営住宅建設事業債及び貸付金の財源に充てるための地方債の対象となる地方負担額を含め総額359億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は127億円、公営企業会計等分は232億円となっている。

また、旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できることとしている。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費1兆4,300億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、2,200億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 「地方自治法」に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染及び投資単独事業に係る経費等（1,200億円）

イ 平成23年度特別交付税による対応を見込んでいた東日本大震災に係る災害復旧事業費に基づく算定分のうち平成24年度に繰り越すこととしたもの（1,000億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

地方税法等に基づく特例措置分644億円、条例減免分544億円、「復興特区法等」に基づく特例措置分83億円を合算した1,271億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出1,271億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復

興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

## 2 緊急防災・減災事業

### (1) 歳入

#### ① 一般財源充当分

平成24年度については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の増収が見込めないため、一般財源充当分として96億円を計上することとしている。

#### ② 国庫支出金

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費2,059億円を計上することとしている。

#### ③ 地方債

平成24年度地方債計画（東日本大震災に関連する事業分）において、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業を推進するため、緊急防災・減災事業として総額4,546億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は4,173億円、公営企業会計等分は373億円となっている。

### (2) 歳出

#### ① 全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費を4,900億円程度と見込んでいる。

#### ② 地方単独事業費

緊急防災・減災事業に係る地方単独事業費を1,400億円程度と見込んでいる。

## 第6 地方公営企業

- 1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
  - (2) 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還の財源として、地方債計画に公営企業借換債300億円を計上していること。
  - (3) 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じることとしているところであるが、繰上償還の承認を受けた企業においては公営企業経営健全化計画の着実な実施が求められること。
  - (4) 簡易水道事業については、経営の効率化・健全化を図るため、法適化・統合推進に要する経費のうち、複数の簡易水道事業の統合に要する資産台帳作成や電算システム導入等のソフト事業について、地方交付税措置を講じることとしていること。
  - (5) 病院事業については、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供等に係る所要額を確保するとともに、災害時の医療に必要な資機材等の備蓄に係る地方交付税措置については、災害拠点病院に加え、新たに救急告示病院を対象とすることとしていること。
- 2 地方公営企業の会計制度については、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月24日）の提言を踏まえた見直しを進めている。
- このうち、資本制度の見直しについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）により「地方公営企業法」の改正が行われ、平成24年4月1日から施行されるとともに、会計基準の見直しについては、借入資本金制度の廃止等、関係政省令の改正を行い、平成26年度予算及び決算から適用することとしているので、円滑な移行に向けた準備にご留意いただきたい。
- 地方公営企業会計制度の改正への対応に要する経費については、所要の財政措置を講じることとしている。
- 3 病院事業については、公立病院改革プラン（「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ関係地方公共団体が策定した計画をいう。）のうち、経営の効率化に係る部分については

平成23年度が実質最終年度となるが、病院事業を実施する各地方公共団体においては、平成24年度以降も経営改善に向けた取組を着実に実施する必要があること、特に、当該病院の改革プランの経営指標に係る目標値を達成しない見込みの病院については、早急に改革プラン全体を抜本的に見直す必要があることにご留意いただきたい。併せて、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しに係る部分についても、計画の達成に向け引き続き適切な取組が必要であることにご留意いただきたい。

- 4 観光施設事業及び宅地造成事業については、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業であるため、これらの事業を実施する場合には、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総務副大臣通知）及び「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定に係る地方債の取扱いについて」（平成23年12月28日付け公営企業課・準公営企業室事務連絡）を踏まえ、公営企業による実施が適当か否かを十分検討し、可能な限り法人格を別にして事業を実施するなど、財政負担のリスクを限定することにご留意いただきたい。

## 第7 社会保障・税一体改革

平成24年1月6日に、政府・与党社会保障改革本部において、「社会保障・税一体改革素案」が決定され、以下の内容が盛り込まれた。今後、与野党協議を踏まえ、法案化を行うこととしている。

- (1) 社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化を図るため、社会保障制度を「全世代対応型」へと転換するなどの社会保障改革を推進すること。特に、子ども・子育て新システムの創設並びに市町村国保の財政基盤の強化及び市町村国保財政の共同事業の拡大については、地方との協議を行い、通常国会に法案が提出される予定であること。
- (2) 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩を踏み出すための税制抜本改革を行うこととし、今年度中に税制改正法案を通常国会に提出する予定であること。特に、消費税（国・地方）については、以下の措置を講じることとしていること。



- ① 消費税率（国・地方）は、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へ段階的に引上げを行うこと。
- ② 引上げ分の消費税率（国・地方）については、「国と地方の協議の場」における「地方単独事業の総合的な整理」を踏まえた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を行うこととし、地方分は、消費税率換算で、平成26年4月から0.92%、平成27年10月から1.54%としていること。その際、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方公共団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図ること。

このため、地方消費税の現行の税率1%（消費税率換算）を、平成26年4月より1.7%（国と合わせて8%）、平成27年10月より2.2%（国と合わせて10%）へ引き上げるとともに、消費税に係る現行の地方交付税率29.5%（消費税率換算1.18%）を、平成26年度から22.3%（同1.40%）、平成27年度から20.8%（同1.47%）、平成28年度から19.5%（同1.52%）とすること。
- ③ 消費税率（地方分（現行の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化すること（消費税率の社会保障財源化）。
- ④ 引上げ分の地方消費税率の都道府県と市町村の配分については、現行の1：1を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討すること。

## 平成 24 年度予算編成の基本方針 ～日本再生に向けて－危機をチャンスに～

平成 23 年 12 月 16 日  
閣 議 決 定

我が国は、次元の異なる二つの危機に直面している。少子高齢化による労働力人口の減少の下で、成熟社会に応じた産業構造への転換が遅れ、「縮小均衡」による「やせ我慢の経済」が継続し、財政状況も日に日に厳しさを増していくという、東日本大震災以前から「そこにある危機」。そして、「危機の中の危機」とも言うべき、東日本大震災、原発事故と電力制約、円高、世界的な金融市場の動揺といった新たな危機。

二つの危機を克服するために、震災からの復興に全力を尽くすとともに、「そこにある危機」の克服に向けて、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に定められた取組を加速・強化する。さらに、「何かにチャレンジすることによるリスク」よりも「何もしないことのリスク」の方が大きいという考え方にに基づき、危機をチャンスに変えるため、大胆な規制・制度の見直しを含め、産業構造を変革していくとともに、政治・行政の仕組みの変革に取り組む。

野田政権は、こうした「危機をチャンスに変える」という考え方で日本を再生していく。こうした考え方の下、「新成長戦略」への取組の断行と、日本再生元年へのチャレンジとして、平成 24 年度予算編成の基本方針を示す。

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 日本再生元年

野田政権は、日本人が、長期にわたる停滞を乗り越え、「この国に生まれて良かった」と思える「希望と誇りある日本」を取り戻す日本再生に全力を尽くす。縮小経済からの脱却を目指して新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済再生、分厚い中間層の復活を目指して、雇用を通じて一人一人が参加できる

活力ある社会への再生、持続可能で活力ある地域社会の再生、農林漁業の再生等、様々な分野で日本再生を図っていく。

平成 24 年度予算を「日本再生元年予算」と位置付け、新成長戦略の実行の加速を中核に据えつつ、国家戦略会議における「日本再生の基本戦略」策定に向けた議論を踏まえ、日本再生重点化措置等も最大限活用しつつ、日本再生のための取組のスタートとして、新たな産業の創出を始め成長力の強化に尽力するとともに、雇用創出や人材育成等に戦略的に取り組む。その上で、平成 24 年夏までに、「日本再生戦略」を取りまとめ、多岐の分野にわたるフロンティア（新たな可能性の開拓）を含め、中長期的に目指すべき方向を示し、平成 24 年度以降の予算編成にいかしていく。

## (2) 経済成長と財政健全化の両立

世界最速のペースで少子高齢化が進む中、負担の伸びが給付の増大に追い付いていないことに加え、生産年齢人口が減少し、若年世代の稼得能力も低下しており、その結果、極めて厳しい財政状況となっている。最近の欧州の政府債務危機の状況は、「国家の信用」が市場から厳しく問われ、財政危機が現実的に経済危機をもたらし得ることを示している。

こうした状況を克服するためには、経済成長と財政健全化を両立させることがこれまで以上に重要である。省庁の縦割りを越えて、大胆な予算の組替えを進め、財源を最も効果的に活用して新成長戦略を強力に進めていくことと併せ、「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に沿って具体化に向けた検討を進め、経済成長と財政健全化の両立を実現していく。

## 2. 平成 24 年度予算の基本方針（日本再生に向けて）

平成 24 年度予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の 5 つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。あわせて、地域主権改革を確実に推

進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う。

(1) 東日本大震災からの復興

① 被災地の経済社会の再生

日本再生の一丁目一番地は、東日本大震災の被災地の経済社会の再生である。被災地の方々が早期に復興を実感できるよう、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、平成 23 年度補正予算に引き続き、平成 24 年度予算においても震災復興に全力を挙げる。

特に、平成 23 年度第 3 次補正予算に際して創設された東日本大震災復興交付金を一層活用して被災地が主体的に行う復興地域づくりの支援等を行う。また、国の事業計画及び工程表に基づくインフラ施設等の復旧・復興を一層推進するとともに、被災者の心のケアや中小企業支援等、被災地にとって切実な問題への対応を着実に実施していく。さらに、被災地の意向を踏まえて前例のない税制特例や大胆な規制緩和を講じる「復興特区制度」を最大限推進しつつ活用し、国内外からの投資を呼び込み、復興を加速させるとともに、被災地の復興を日本全体の経済社会の再生モデルとして捉え、新成長戦略を先取りして実施し、被災地における再生可能エネルギーや医療等の分野における産学官連携・共同研究支援事業等を推し進める。

② 原発事故からの再生

「福島再生なくして、日本の再生なし」との考え方で、平成 23 年度補正予算に引き続き、平成 24 年度予算においても、被災者の支援に加え、放射性物質汚染廃棄物処理や土壌の除染等の取組を加速する。また、次期通常国会に福島復興再生特別措置法案（仮称）を提出し、産業の復興再生、放射線に伴う不安の払しょくなど福島の復興再生のための取組を進める。これらの取組を通じて、原子力災害からの復興に全力で取り組む。

(2) 日本再生重点化措置等を通じた経済分野のフロンティア開拓

財政健全化との両立を図りつつ、日本経済を再生することは可能であり、真の日本再生のためには、それ以外の選択肢はない。このためには、限りある財源を最大限活用し、省庁の縦割りを越えて、新産業や雇用の創出に実効性のある投資をメリハリをつけて実行していくことが必要である。

新成長戦略に盛り込まれた国際戦略総合特区等を通じた規制・制度改革を最大限推進するとともに、予算面での取組を一層加速させることにより、日本経済の浮揚を図っていく。

平成 24 年度予算においては、「日本再生重点化措置」を最大限活用し、新たなフロンティア及び新成長戦略、教育・雇用等の人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現といった分野への投資に予算配分の重点化を図る。さらに、環境・エネルギー制約克服のための研究・技術開発や、実用を重視した衛星システムの構築、日本の強みを生かした海外ビジネス展開の拡大、ライフイノベーションの推進等の分野については、未来の日本を担う新産業の創出に向けた投資として、特に重点的に推進していく。

その際、「宇宙」「海洋」「エネルギー・環境」「ライフイノベーション」といった各省横断的分野については、関係省庁間の連携や重複排除、規制改革との整合性を確保する観点から、府省横断的に優先順位付けを十分検証し真に効果のある事業を厳選するため、各府省の施策を要求段階から統合・調整し、これら重要施策を積極的・効率的に推進する実効性のある体制の在り方を検討する。

また、日本の未来を担う科学技術イノベーション政策を重点的、効率的に進めていくために、総合科学技術会議を改組し、司令塔機能を強化する。

### (3) 分厚い中間層の復活に向けて

所得中位層に属する階層をかつての水準に回復させること等により、分厚い中間層を復活させることが必要である。そのためには、働く能力がある国民が全員参加できる社会の実現を目指すとともに、働く能力を育てる政策が必要であり、平成 24 年度予算において重点的に取り組む。

## ① 雇用

雇用を通じて一人一人が参加できる活力ある社会を築くため、若者の雇用促進に向け、雇用のミスマッチ解消に向けた取組を推進するとともに、強化された求職者支援の仕組み（求職者支援制度）を通じて雇用のチャンスを拡大する。あわせて、女性・高齢者等が働きやすい環境の整備は喫緊の課題であり、全員参加型の社会の実現を目指した環境整備を進める。

## ② 人材育成

成長の源泉は人材であり、経済再生のためにも、分厚い中間層復活のためにも、産業構造の変化や新たな国際分業に対応した人材育成が重要である。このため、産学の連携・協力を図りつつ、大学改革を推進するとともに、国際的視野を涵養する取組を推進し、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成を図る。

## (4) 農林漁業の再生

農林漁業は、新たな時代を担う成長産業である。所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況を克服し、高いレベルの経済連携の推進と国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てることが必要である。

このため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定)に基づく 5 年間の行動計画の初年度として、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、6 次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を生かせる農業への改革を推進する。

## (5) エネルギー・環境政策の再設計

福島原発事故の反省を踏まえ、事故収束と原子力安全の強化に万全を期すとともに、原子力発電に電力供給の過半を依存してきた現行のエネルギーミックスをゼロベースで見直す。「平成 24 年度エネルギー関連研究開発予算の策定の基本的な考え方」(平

成 23 年 11 月 25 日エネルギー・環境会議決定) を踏まえ、省エネルギー対策を強化し、再生可能エネルギーの比率を高め、化石燃料のクリーン化、効率化に向けた研究開発予算等を重視するとともに、関係省庁間の重複を排除する。あわせて、円高メリットも生かした海洋資源権益等の獲得を進める。

## (6) 地域主権改革

地域主権改革は、地域のことは地域で決めるための重要な改革である。平成 23 年度予算に引き続き、平成 24 年度予算においても補助金等の一括交付金化を更に進め、対象事業の拡大、増額を図るとともに、都道府県に加え、政令指定都市に対象を拡大する。

## (7) 既存予算の不断の見直し

平成 24 年度予算は、東日本大震災からの復旧・復興の足取りを確実なものとするために、国民に追加的な負担をお願いしつつ編成される予算であると同時に、社会保障・税一体改革を控えた予算であり、これまで以上の緊張感を持って、徹底した無駄の排除を進めていく。

政権交代後、新政権では、国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使いみちを自ら精査し、自ら主体的に決定することを目指し、予算編成過程の透明化を梃として、行政の無駄や非効率の徹底的な排除を進めてきた。

これまで、行政刷新会議の事業仕分けを全面公開で行い、大きな成果を挙げるとともに、各府省自らが事業仕分けの手法を用いて事業の内容等の点検を行い、その結果を概算要求等に反映させる行政事業レビューの取組を毎年実施することとするなど、国民の監視の下に予算編成・執行を進める取組を進めてきた。

平成 24 年度予算編成に際しては、「平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について」(平成 23 年 9 月 20 日閣議決定)に基づき、概算要求段階から無駄づかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げるとともに、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分を行い、省庁を越えた大胆な予算の組替えに取り組んできた。また、行政刷新会議において、事業の無駄や非効

率の背景にある政策的・制度的な問題にまで掘り下げて、公開の場で議論し提言を行う「提言型政策仕分け」を実施した。

今後、こうした取組や提言を具体的な成果に結び付ける必要がある。行政刷新会議の提言については、平成 24 年度予算に反映させるよう内閣が一体となって必要な結論を得るとともに、所管府省において具体的に改革の検討を進めるものとする。

独立行政法人については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえた、制度・組織の見直しを行うこととし、政府系公益法人についても、それらに対する支出等について、これまでの指摘等を踏まえ、各大臣は不断に見直しを行うとともに、指導監督を徹底する。

公務部門における徹底した無駄の排除は必須であり、特に庁費・官庁営繕等については厳しく対応するとともに、国家公務員の定員を厳しく抑制する。

また、特別会計の改革について、平成 22 年秋の事業仕分け第 3 弾の評価結果を受け、東日本大震災の影響も踏まえつつ、制度の在り方に踏み込んだ検討を行い、平成 24 年の通常国会に法案を提出する。

### 3. 財政運営戦略の着実な実現

財政再建は決して一直線に実現できるような単純な問題ではない。(1)政治と行政が襟を正す歳出削減の道、(2)経済活性化と豊かな国民生活をもたらす増収の道、(3)そうした努力を尽くすとともに、将来世代に迷惑を掛けないために、更なる国民負担をお願いする歳入改革の道。これらの三つの道を同時に展望しながら進めていく必要がある。

欧州の政府債務危機の状況も踏まえ、我が国財政への市場の信認を確保していくため、財政運営戦略における財政健全化目標の達成に向け、行政刷新会議の「提言型政策仕分け」等も活用しつつ既存歳出の見直しを進め、「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」（平成 23 年 8 月 12 日閣議決定）に基づいて平成 24 年度予算編成を進めるとともに、「社会保障・税一体改革成案」に沿って具



体化に向けた検討を進め、次期通常国会への関連法案の提出を目指す。

(1) **新規国債発行額**

平成 24 年度当初予算における新規国債発行額（償還財源の確保された復興債を除く）は、平成 23 年度当初予算の水準である約 44 兆円を上回らないものとするよう、全力を挙げる。

(2) **基礎的財政収支対象経費**

平成 24 年度当初予算における基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）にのっとり、平成 23 年度当初予算の水準である約 71 兆円（年金差額分（基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 と 36.5% の差額をいう。以下同じ） 2.6 兆円を除けば 68.4 兆円）を実質的に上回らないものとする。年金差額分については、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとし、平成 24 年度予算編成における取扱いを検討する。

なお、復旧・復興対策に係る経費については、復興事業に係る歳入歳出を管理する特別会計を平成 24 年度に設置し、区分経理を行う。

(3) **財政運営戦略の進捗状況の検証**

国家戦略室は、関係府省の協力を得て、年明け後、平成 24 年度予算及び社会保障・税一体改革の進捗状況を踏まえ、財政健全化目標を始めとする財政運営戦略の進捗状況の検証を行い、公表するものとする。

## 平成 24 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成 23 年 12 月 22 日〕  
閣 議 了 解

## 1. 平成 23 年度の経済動向及び平成 24 年度の経済見通し

## (1) 平成 23 年度及び平成 24 年度の主要経済指標

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成22年度		平成23年度		平成24年度	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	479.2	470.1	479.6	1.1	3.1	▲ 1.9	▲ 0.1	2.0	2.2
民間最終消費支出	284.2	282.7	285.4	▲ 0.0	1.6	▲ 0.5	0.3	1.0	1.1
民間住宅	13.0	13.5	14.5	2.8	2.3	4.1	2.9	7.3	6.3
民間企業設備	62.1	61.0	64.2	2.1	3.5	▲ 1.7	▲ 1.1	5.2	5.1
民間在庫品増加 ( )内は寄与度	▲ 1.5	▲ 2.4	▲ 1.8	(0.8)	(0.8)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	73.8	72.5	77.2	14.4	17.2	▲ 1.8	0.0	6.6	6.5
(控除)財貨・サービスの輸入	69.5	76.9	80.2	15.5	12.0	10.7	4.6	4.2	3.3
内需寄与度				1.1	2.4	▲ 0.1	0.6	1.7	1.8
民間寄与度				1.1	2.3	▲ 0.6	0.0	1.6	1.6
公需寄与度				0.0	0.1	0.6	0.6	0.1	0.2
外需寄与度				▲ 0.0	0.8	▲ 1.8	▲ 0.7	0.3	0.4
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,587	6,538	6,551	▲ 0.3		▲ 0.7		0.2	
就業者数	6,257	6,243	6,269	▲ 0.1		▲ 0.2		0.4	
雇用者数	5,469	5,474	5,518	0.2		0.1		0.8	
完全失業率	%	%程度	%程度	5.0		4.5		4.3	
生産	%	%程度	%程度	8.9		▲ 1.9		6.1	
鉱工業生産指数・増減率	8.9	▲ 1.9	6.1						
物価	%	%程度	%程度	0.7		1.9		0.7	
国内企業物価指数・変化率	0.7	1.9	0.7						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.4	▲ 0.2	0.1						
GDPデフレーター・変化率	▲ 2.0	▲ 1.8	▲ 0.2						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	5.2	▲ 3.6	▲ 1.7						
貿易収支	6.5	▲ 1.6	0.1						
輸出	64.5	64.2	69.1	16.0		▲ 0.4		7.6	
輸入	58.0	65.8	69.0	18.4		13.6		4.8	
経常収支	16.1	9.9	12.2						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	3.4		2.1		2.5	

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 労働・雇用については岩手県、宮城県及び福島県を含む全国値。なお、平成22年度は、一定の仮定の下で内閣府が試算したものの。

## **(2) 平成 23 年度の経済動向**

東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしていく。

こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下リスクに先手を打って対処してきている。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は3年連続の下落となる。

平成23年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台がマイナスであったことから、その後の景気の持ち直しにもかかわらずマイナス0.1%程度となる。国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス1.9%程度と見込まれる。

## **(3) 平成 24 年度の経済見通し**

平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導する。

世界経済については、欧州政府債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提とすると、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待される。これは、我が国の輸出や生産にとって望ましい環境をもたらしていくと考えられる。

こうしたことから、我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価については、消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等により0.1%程度になると見込まれる。GDPデフレーターは緩やかに下落する。完全失業率は、雇用者数の緩やかな増加から低下する。

こうした結果、平成24年度の国内総生産の実質成長率は2.2%程度、名目成長率は2.0%程度と、実質、名目ともプラスに転じる。

先行きのリスクとしては、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化

の加速、電力供給の制約等が挙げられる。

## ① 実質国内総生産

### (i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善や政策効果等により、緩やかな増加が続く（対前年度比 1.1%程度の増）。

### (ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境の改善に加え、復興への取組や住宅関係の政策効果等により増加を続ける（対前年度比 6.3%程度の増）。

### (iii) 民間企業設備投資

企業収益の改善に加え、立地補助金の拡充等の政策効果が見込まれることから、円高の影響はあるものの増加に転じる（対前年度比 5.1%程度の増）。

### (iv) 公需

社会保障関係経費の増加や23年度の累次の補正予算の効果により、政府支出は引き続き前年度を上回る（実質経済成長率に対する公需の寄与度 0.2%程度）。

### (v) 外需

世界経済の緩やかな好転の中で輸出が着実に増加する一方、輸入は緩やかな増加にとどまることから、外需は増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度 0.4%程度）。

## ② 労働・雇用

景気が緩やかに回復する下で、雇用創出・下支えの政策効果が継続することから、雇用者数は緩やかな増加を続ける（対前年度比 0.8%程度の増）。完全失業率は低下する（4.3%程度）。

## ③ 鉱工業生産

本格的な復興施策による内需の増加のほか、輸出も増加することから、生産は持ち直す（対前年度比 6.1%程度の増）。

## ④ 物価

消費者物価（総合）上昇率は、GDPギャップの縮小等を受けて、0.1%程度となる。国内企業物価はわずかに上昇する（対前年度比

0.7%程度の上昇)。GDPデフレーターは緩やかに下落する（対前年度比0.2%程度下落）。

## ⑤ 国際収支

世界経済の緩やかな好転の中で、輸出の増加を反映し貿易収支はわずかな黒字となる。経常収支黒字は緩やかに増加する（経常収支対名目GDP比2.5%程度）。

- (注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 平成24年度の経済財政運営の基本的態度」に記載された経済財政運営を前提としている。
- (注2) 世界GDP（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成22年度 (実績)	平成23年度	平成24年度
世界GDP（日本を除く）の 実質成長率（%）	4.3	3.0	3.1
円相場（円／ドル）	85.7	78.5	77.5
原油輸入価格（ドル／バレル）	84.4	113.2	113.0

(備考)

- 世界GDP（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成23年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(77.5円／ドル)で同年12月以後一定と想定。
- 原油輸入価格は、平成23年11月1日～11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(113.0ドル／バレル)で同年12月以後一定と想定。

- (注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

## 2. 平成24年度の経済財政運営の基本的態度

東日本大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機等による先行きリスクを踏まえ、景気の下振れの回避に万全を期す。デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐ。このため、政府は、日本銀行と一体となって、速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組む。同時に、日本経済の再生に取り組み、中長期的に持続的な経済成長につなげる。

政府は、日本銀行と緊密な情報交換と連携を図り、それぞれの手段により、以下の考え方に基づく政策の組み合わせの下、マクロ経済政策運営を行う。なお、経済動向を引き続き注視し、必要な場合には柔軟かつ機動的に対応する。

### **(財政政策)**

当面は、「円高への総合的対応策」<sup>1</sup>を含め、平成 23 年度第 3 次補正予算において措置した施策の迅速かつ着実な実行により、復興需要の早期発現に努めるとともに、円高等による景気の下振れリスクや産業空洞化リスク等に先手を打って対処する。

平成 24 年度予算については、「日本再生元年予算」と位置づけ、震災復興に引き続き最優先で取り組むとともに、「日本再生重点化措置」の活用等により、我が国経済社会の再生に真に資する分野に財政資源を重点配分する。

国際金融市場に危機の伝播リスクがあることに鑑みれば、財政健全化は、経済成長と並ぶ車の両輪として進めるべき必須の課題である。このため、社会保障・税一体改革を着実に実現するとともに、「財政運営戦略」<sup>2</sup>の目標達成に向け、引き続き、財政健全化に取り組む。

### **(金融政策)**

デフレ脱却に向け、日本銀行に対しては、政府との緊密な情報交換・連携の下、適切かつ果断な金融政策運営を期待する。

### **(為替政策)**

為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、市場の動向を注視し、適切に対応する。

### **(国際金融市場の変動への備え)**

諸外国、国際機関との連携の中で、国際金融市場の安定確保に資する施策を幅広く検討し、所要の施策の推進に努める。欧州政府債務危機を背景とした国際金融市場の不安定化や我が国経済への影響に対しては、政府は警戒感を日本銀行と共有し、緊密に連携する。

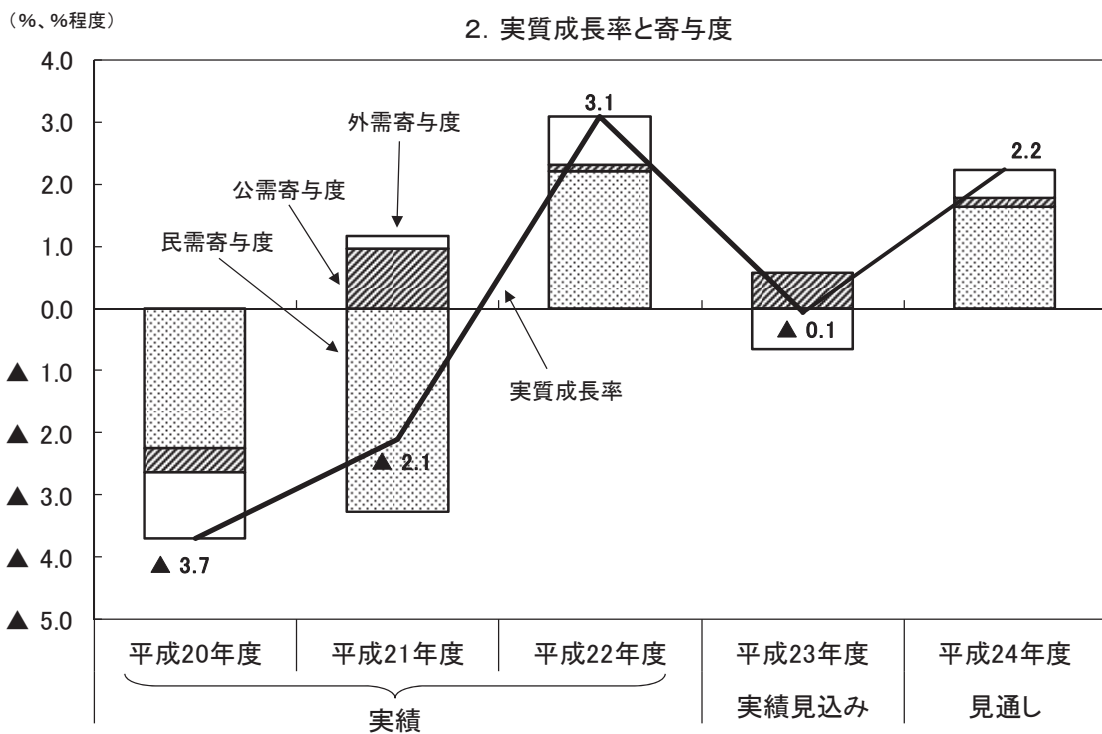
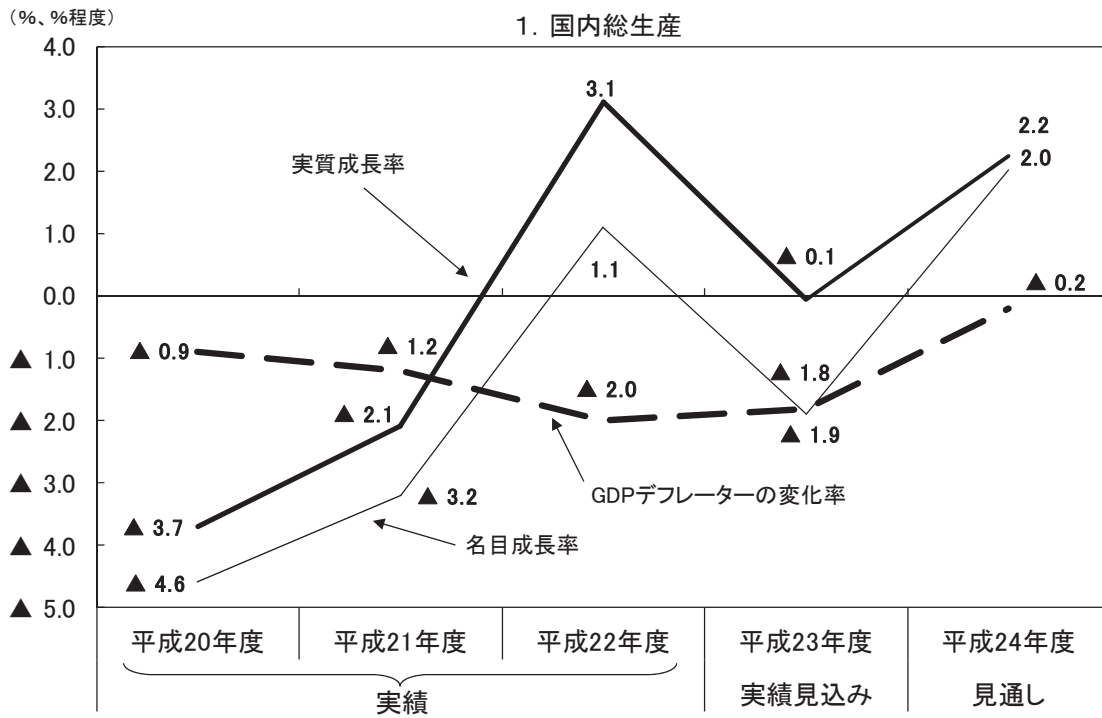
---

<sup>1</sup> 平成 23 年 10 月 21 日閣議決定

<sup>2</sup> 平成 22 年 6 月 22 日閣議決定

(参考)

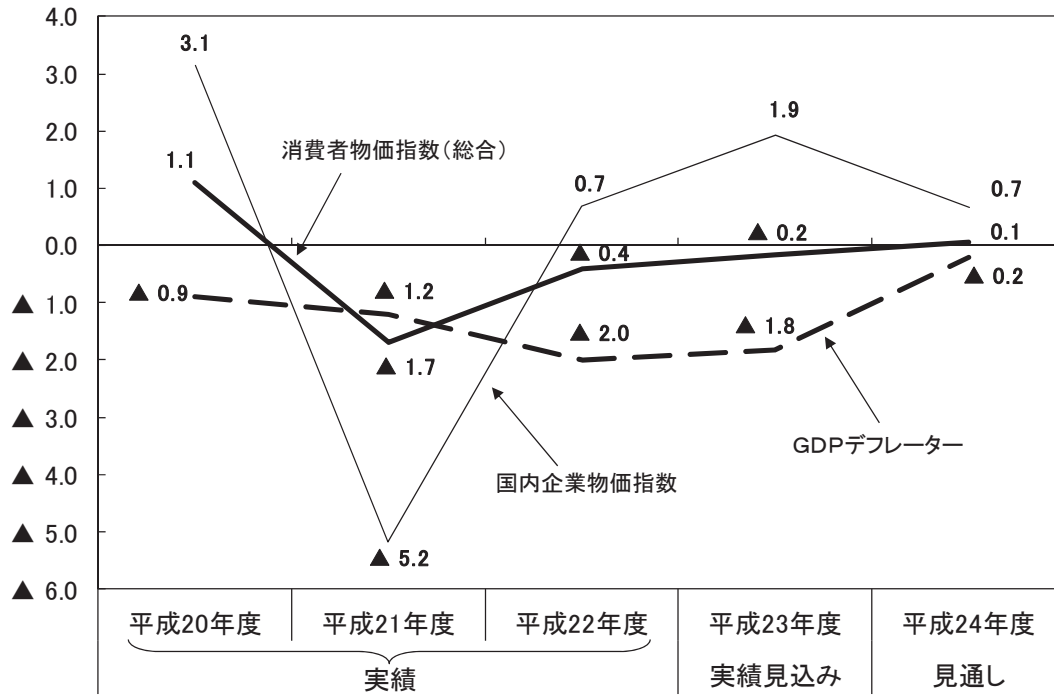
## 主な経済指標



※ 民間、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。

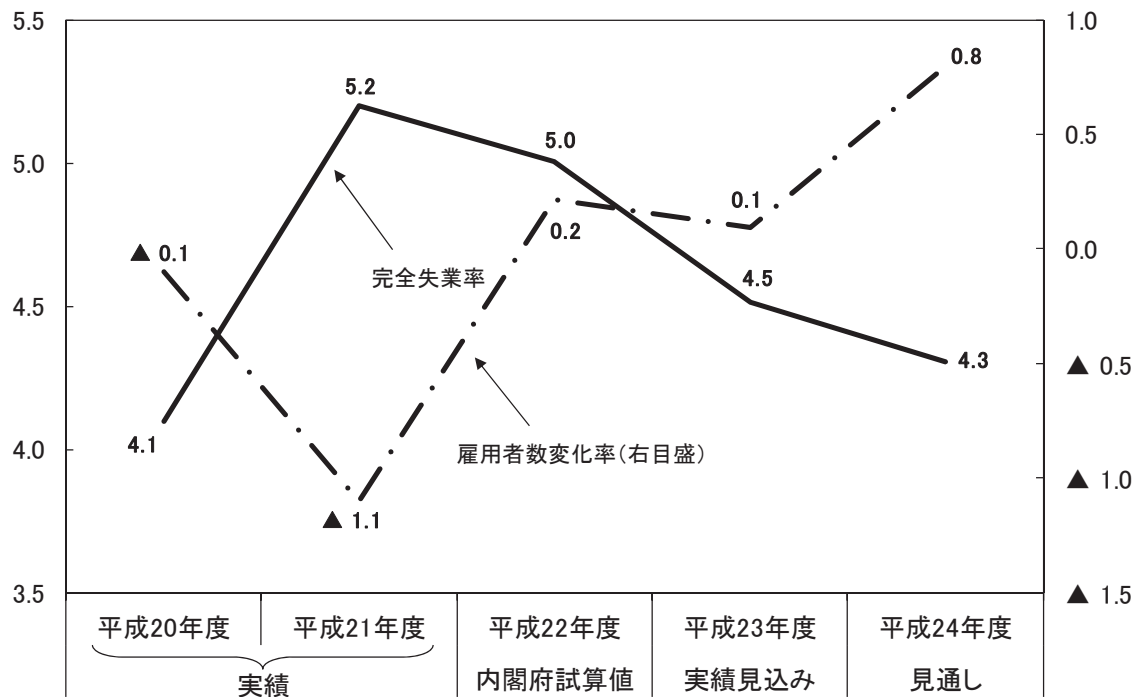
(%、%程度)

### 3. 物価関係指数の変化率



(%、%程度)

### 4. 完全失業率と雇用者数



※ 完全失業率及び雇用者数は岩手県、宮城県及び福島県を含む全国値。なお、平成22年度は、一定の仮定の下で内閣府が試算したもの。



# 資料3

## 平成24年度一般会計歳入歳出概算

平成23年12月24日  
(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成24年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	409,270	423,460	14,190	3.5
2. そ の 他 収 入	71,866	37,439	△ 34,427	△ 47.9
3. 公 債 金	442,980	442,440	△ 540	△ 0.1
(1) 公 債 金	60,900	59,090	△ 1,810	△ 3.0
(2) 特 例 公 債 金	382,080	383,350	1,270	0.3
合 計	924,116	903,339	△ 20,777	△ 2.2
歳 出				
1. 国 債 費	215,491	219,442	3,951	1.8
2. 基礎的財政収支対象経費	708,625	683,897	△ 24,728	△ 3.5
(うち地方交付税交付金等)	( 167,845 )	( 165,940 )	( △ 1,905 )	( △ 1.1 )
(うち東日本大震災復興特別会計へ繰入(注1))	( - )	( 5,507 )	( 5,507 )	( - )
合 計	924,116	903,339	△ 20,777	△ 2.2

(注1) 東日本大震災復興特別会計(仮称)を設置することに伴い、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」(平成23年9月20日閣議決定)にて所要の額を要求することとされていた「(6) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費」については、同特別会計に対する要求とみなし、一般会計から当該経費に要する財源の一部を繰り入れることとしている。

(注2) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注3) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成24年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	平成24年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
皇 室 費	63	62	△ 1	△ 1.6
国 会	1,396	1,384	△ 12	△ 0.9
裁 判 所	3,200	3,147	△ 54	△ 1.7
会 計 検 査 院	170	166	△ 4	△ 2.5
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	10,131	12,642	2,511	24.8
警 察 庁	2,451	2,400	△ 51	△ 2.1
総 務 省	177,216	174,526	△ 2,689	△ 1.5
(うち地方交付税交付金等)	( 167,845 )	( 165,940 )	( △ 1,905 )	( △ 1.1 )
法 務 省	7,508	7,325	△ 183	△ 2.4
外 務 省	6,262	6,173	△ 90	△ 1.4
財 務 省	12,773	17,796	5,022	39.3
(うち東日本大震災復興特 別会計へ繰入)	( — )	( 5,507 )	( 5,507 )	( — )
文 部 科 学 省	55,428	54,128	△ 1,301	△ 2.3
厚 生 労 働 省	289,638	266,873	△ 22,765	△ 7.9
農 林 水 産 省	21,266	20,388	△ 878	△ 4.1
経 済 産 業 省	9,568	8,846	△ 722	△ 7.5
国 土 交 通 省	50,193	45,960	△ 4,233	△ 8.4
環 境 省	2,009	2,347	338	16.8
防 衛 省	47,752	47,135	△ 617	△ 1.3
経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	8,100	9,100	1,000	12.3
予 備 費	3,500	3,500	—	—
小 計 (基礎的財政収支対象経費)	708,625	683,897	△ 24,728	△ 3.5
国 債 費	215,491	219,442	3,951	1.8
合 計	924,116	903,339	△ 20,777	△ 2.2

平成24年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成24年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
社会保障関係費	287,079	263,901	△ 23,177	△ 8.1
文教及び科学振興費	55,100	54,057	△ 1,043	△ 1.9
(うち科学技術振興費)	( 13,352 )	( 12,943 )	( △ 409 )	( △ 3.1 )
国 債 費	215,491	219,442	3,951	1.8
恩給関係費	6,434	5,712	△ 722	△ 11.2
地方交付税交付金等	167,845	165,940	△ 1,905	△ 1.1
防衛関係費	47,752	47,138	△ 614	△ 1.3
公共事業関係費	49,743	45,734	△ 4,009	△ 8.1
経済協力費	5,298	5,216	△ 82	△ 1.6
中小企業対策費	1,969	1,802	△ 167	△ 8.5
エネルギー対策費	8,559	8,202	△ 357	△ 4.2
食料安定供給関係費	11,587	11,041	△ 545	△ 4.7
その他の事項経費	55,660	62,554	6,894	12.4
(うち地域自主戦略交付金等)	( 5,120 )	( 8,329 )	( 3,209 )	( 62.7 )
(うち東日本大震災復興特別会 計へ繰入)	( — )	( 5,507 )	( 5,507 )	( — )
経済危機対応・地域活性化 予備費	8,100	9,100	1,000	12.3
予 備 費	3,500	3,500	—	—
合 計	924,116	903,339	△ 20,777	△ 2.2

## 平成24年度東日本大震災復興特別会計（仮称）

（単位 億円）

区 分	平成24年度 概 算 額
歳 入	
1. 復 興 特 別 税	5,305
2. 一 般 会 計 か ら の 受 入 金	5,507
3. そ の 他 収 入	118
4. 復 興 公 債 金	26,823
合 計	37,754
歳 出	
1. 東 日 本 大 震 災 関 係 経 費	32,500
2. 復 興 債 費	1,253
3. 予 備 費	4,000
合 計	37,754

（注1）計数整理の結果、異同を生ずることがある。

（注2）計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

# 資料 4

## 平成24年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

項 目		平成24年度 (見込)	平成23年度	増減率 (見込)	備考
歳 入	地 方 税	336,569 億円	334,037 億円	0.8 %	
	地 方 譲 与 税	22,615 億円	21,749 億円	4.0 %	
	地 方 特 例 交 付 金	1,275 億円	3,877 億円	▲ 67.1 %	
	地 方 交 付 税	174,545 億円	173,734 億円	0.5 %	
	地 方 債	111,654 億円	114,772 億円	▲ 2.7 %	
	うち臨時財政対策債	61,333 億円	61,593 億円	▲ 0.4 %	
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 分 一 般 財 源 充 当 分	▲ 96 億円	-	-	
歳 入 合 計	約 818,700 億円	825,054 億円	約 ▲ 0.8 %		
「 一 般 財 源 」	596,241 億円	594,990 億円	0.2 %		
(水準超経費を除く)	589,741 億円	587,790 億円	0.3 %		
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 209,800 億円	212,694 億円	約 ▲ 1.4 %	
	退 職 手 当 以 外	約 188,200 億円	190,961 億円	約 ▲ 1.4 %	
	退 職 手 当	約 21,500 億円	21,733 億円	約 ▲ 1.0 %	
	一 般 行 政 経 費				
	うち単独分	約 138,100 億円	138,601 億円	約 ▲ 0.4 %	地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出▲1,271億円を含む
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費 (仮称) (注2)	約 15,000 億円	15,000 億円	約 ▲ 0.3 %	
	公 債 費	約 130,800 億円	132,423 億円	約 ▲ 1.2 %	
	投 資 的 経 費				
	うち単独分	約 51,600 億円	53,558 億円	約 ▲ 3.6 %	
	公 営 企 業 繰 出 金	約 26,600 億円	26,867 億円	約 ▲ 1.0 %	
	うち企業債償還費 普通会計負担分	約 16,800 億円	17,118 億円	約 ▲ 1.7 %	
	水 準 超 経 費	6,500 億円	7,200 億円	▲ 9.7 %	
	歳 出 合 計	約 818,700 億円	825,054 億円	約 ▲ 0.8 %	
(水準超経費を除く)	約 812,200 億円	817,854 億円	約 ▲ 0.7 %		
地 方 一 般 歳 出	約 664,600 億円	668,313 億円	約 ▲ 0.6 %		

(注1) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(注2) 地域経済基盤強化・雇用等対策費（仮称）の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」（3,000億円）及び「地域活性化・雇用等対策費」（12,000億円）の合算額である。

# 資料5

## 平成24年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

### （1） 東日本大震災復旧・復興事業

項 目		平成24年度 (見込)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	6,855 億円
	国 庫 支 出 金 (うち東日本大震災復興交付金)	10,772 億円 ( 2,842 億円)
	地 方 債	127 億円
	計	約 17,800 億円
歳 出	直 轄 ・ 補 助 事 業 費 (うち東日本大震災復興交付金分)	約 14,300 億円 (約 3,600 億円)
	地 方 単 独 事 業 費	2,200 億円
	地 方 税 等 の 減 収 分 見 合 い 歳 出	1,271 億円
	計	約 17,800 億円

※ 震災復興特別交付税の平成23・24年度分の累計額:22,125億円

### （2） 緊急防災・減災事業

項 目		平成24年度 (見込)
歳 入	一 般 財 源 充 当 分	96 億円
	国 庫 支 出 金	2,059 億円
	地 方 債	4,173 億円
	計	約 6,300 億円
歳 出	全 国 防 災 対 策 費 に 係 る 直 轄 ・ 補 助 事 業 費	約 4,900 億円
	地 方 単 独 事 業 費	約 1,400 億円
	計	約 6,300 億円

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

# 資料 6

## 平成 24 年度 地方 交付 税 総 額 算 定 基 礎

(単位:億円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度					増減額		増減率		
	当初予算額 A	当初予算額 B	第1次補正額 C	第2次補正額 D	第4次補正額 E	補 正 後 B+C+D+E F	A-B G	A-F H	G/B (%)	H/F (%)	
国 税	所 得 税 (A)	134,910	134,900	-	-	-900	134,000	10	910	0.0	0.7
	酒 税 (B)	13,400	13,480	-	-	-	13,480	-80	-80	-0.6	-0.6
	二 税 計 (ア)	148,310	148,380	-	-	-900	147,480	-70	830	-0.0	0.6
	法 人 税 (イ)	88,080	77,920	-	-	10,150	88,070	10,160	10	13.0	0.0
	消 費 税 (ウ)	104,230	101,990	-	-	-	101,990	2,240	2,240	2.2	2.2
	た ば こ 税 (エ)	9,450	8,160	-	-	1,780	9,940	1,290	-490	15.8	-4.9
一 般 会 計	(ア)×32%	47,459	47,482	-	-	-288	47,194	-22	266	-0.0	0.6
	(イ)×34%	29,947	26,493	-	-	3,451	29,944	3,454	3	13.0	0.0
	(ウ)×29.5%	30,748	30,087	-	-	-	30,087	661	661	2.2	2.2
	(エ)×25%	2,363	2,040	-	-	445	2,485	323	-123	15.8	-4.9
	小 計	110,517	106,101	-	-	3,608	109,709	4,415	807	4.2	0.7
	過年度精算分(19、20年度)	-3,637	-999	-	-	-	-999	-2,638	-2,638	264.1	264.1
	過年度精算分(22年度) 20年度補正予算(第2号)にお ける臨時財政対策債振替加算 相当額の減額分	-	-	-	5,455	-	5,455	-	-5,455	-	皆減
		-827	-	-	-	-	-	-827	-827	皆減	皆減
	小 計(法定五税分)	106,053	105,103	-	5,455	3,608	114,165	950	-8,113	0.9	-7.1
	法定加算等	9,752	8,062	-	-	-	8,062	1,690	1,690	21.0	21.0
計	別枠の加算	10,500	12,650	-	-	-	12,650	-2,150	-2,150	-17.0	-17.0
	地方の財源不足の状況を踏ま えた別枠加算	10,500	10,500	-	-	-	10,500	-	-	-	-
	歳出特別枠の上乗せ分見合い の別枠加算	-	2,150	-	-	-	2,150	-2,150	-2,150	皆減	皆減
	臨時財政対策特別加算額	38,361	38,154	-	-	-	38,154	207	207	0.5	0.5
特別加算額	-	-	1,200	-	-	1,200	-	-1,200	-	皆減	
<b>計 (一般会計繰入れ)</b>	<b>164,665</b>	<b>163,969</b>	<b>1,200</b>	<b>5,455</b>	<b>3,608</b>	<b>174,231</b>	<b>697</b>	<b>-9,566</b>	<b>0.4</b>	<b>-5.5</b>	
特 別 会 計	返 還 金	-	0	-	-	-	0	-0	-0	皆減	皆減
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額	-1,000	-1,000	-	-	-	-1,000	-	-	-	-
	借入金等利子充当分	-2,428	-4,361	-	-	-	-4,361	1,933	1,933	-44.3	-44.3
	剰余金の活用	5,200	5,000	-	-	-	5,000	200	200	4.0	4.0
	地方公共団体金融機構の公庫 債権金利変動準備金の活用	3,500	-	-	-	-	-	3,500	3,500	皆増	皆増
	前年度からの繰越金	4,608	10,126	-	-	-	10,126	-5,518	-5,518	-54.5	-54.5
	翌年度への繰越金	-	-	-	-1,000	-3,608	-4,608	-	4,608	-	皆減
	<b>計</b>	<b>174,545</b>	<b>173,734</b>	<b>1,200</b>	<b>4,455</b>	<b>-</b>	<b>179,388</b>	<b>811</b>	<b>-4,843</b>	<b>0.5</b>	<b>-2.7</b>
地 方 交 付 税	<b>合 計</b>	<b>174,545</b>	<b>173,734</b>	<b>1,200</b>	<b>4,455</b>	<b>-</b>	<b>179,388</b>	<b>811</b>	<b>-4,843</b>	<b>0.5</b>	<b>-2.7</b>
	内 普 通 交 付 税	164,073	163,309	-	881	-	164,191	763	-118	0.5	-0.1
内 特 別 交 付 税	10,473	10,424	1,200	3,573	-	15,197	49	-4,725	0.5	-31.1	

(参考) 震災復興特別交付税

6,855 (うち年度調整分

1,365)

# 資料 7

## 平成 2 4 年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	24年度	23年度	増減額	増減率
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	715.2	733.1	△ 17.9	△ 2.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	267.4	267.4	0.0	0.0
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	68.0	68.0	0.0	0.0
電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,319.5	1,455.6	△ 136.1	△ 9.4
特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	304.6	310.7	△ 6.1	△ 2.0
石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	56.2	56.2	0.0	0.0



# 資料 8

## 平成24年度地方債計画

(通常収支対応分)

(単位：億円、%)

項 目	平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,630	19,980	△ 1,350	△ 6.8
2 公営住宅建設事業	1,174	1,218	△ 44	△ 3.6
3 災害復旧事業	290	290	0	0.0
4 緊急防災・減災事業	-	-	-	-
5 教育・福祉施設等整備事業	3,821	3,977	△ 156	△ 3.9
(1) 学校教育施設等	1,308	1,385	△ 77	△ 5.6
(2) 社会福祉施設	201	215	△ 14	△ 6.5
(3) 一般廃棄物処理	964	1,000	△ 36	△ 3.6
(4) 一般補助施設等	748	777	△ 29	△ 3.7
(5) 施設(一般財源化分)	600	600	0	0.0
6 一般単独事業	15,447	16,300	△ 853	△ 5.2
(1) 一般	4,390	4,539	△ 149	△ 3.3
(2) 地域活性化	471	500	△ 29	△ 5.8
(3) 防災対策	951	987	△ 36	△ 3.6
(4) 地方道路等	2,385	2,474	△ 89	△ 3.6
(5) 旧合併特例	7,250	7,800	△ 550	△ 7.1
7 辺地及び過疎対策事業	3,297	3,112	185	5.9
(1) 辺地対策	397	412	△ 15	△ 3.6
(2) 過疎対策	2,900	2,700	200	7.4
8 公共用地先行取得等事業	472	490	△ 18	△ 3.7
9 行政改革推進	2,400	2,800	△ 400	△ 14.3
10 調 整	100	100	0	0.0
計	45,631	48,267	△ 2,636	△ 5.5
二 公営企業債				
1 水道事業	3,636	3,674	△ 38	△ 1.0
2 工業用水道事業	276	221	55	24.9
3 交通事業	2,356	2,357	△ 1	△ 0.0
4 電気事業・ガス事業	70	65	5	7.7
5 港湾整備事業	618	561	57	10.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,374	2,844	530	18.6
7 市場事業・と畜場事業	759	224	535	238.8
8 地域開発事業	1,304	1,567	△ 263	△ 16.8
9 下水道事業	11,908	11,659	249	2.1
10 観光その他事業	131	108	23	21.3
計	24,432	23,280	1,152	4.9
合 計	70,063	71,547	△ 1,484	△ 2.1

(単位：億円、%)

項 目		平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債		300	300	0	0.0
四被災施設借換債		-	-	-	-
五臨時財政対策債		61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
六退職手当債		3,700	3,900	△ 200	△ 5.1
七国の予算等貸付金債		( 1,195 )	( 1,165 )	( 30 )	( 2.6 )
総 計		( 1,195 ) 135,396	( 1,165 ) 137,340	( 30 ) △ 1,944	( 2.6 ) △ 1.4
内 訳	普通会計分	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7
	公営企業会計等分	23,742	22,568	1,174	5.2
資金区分					
公 的 資 金		55,705	56,240	△ 535	△ 1.0
財 政 融 資 資 金		36,188	37,310	△ 1,122	△ 3.0
地方公共団体金融機構資金		19,517	18,930	587	3.1
(国の予算等貸付金)		( 1,195 )	( 1,165 )	( 30 )	( 2.6 )
民 間 等 資 金		79,691	81,100	△ 1,409	△ 1.7
市 場 公 募		44,400	42,000	2,400	5.7
銀 行 等 引 受		35,291	39,100	△ 3,809	△ 9.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 資料 9

## 平成 24 年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

### 【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一 般 職	公立学校		警 察		市町村 一 般 職
			義 務 教 育 職	そ の 他 教 育 職	警 察 官	事 務 職	
長期	給料	100.8032%					
	期末手当等	80.6426%					
	公経済	37.7%					
追 加 費 用		87.2%	108.3%	64.0%	76.7%	68.2%	50.5%
短期	給料	61.70%	55.82%		60.55%		63.79%
	短期+福祉	54.26%	50.06%		52.78%		57.01%
	育休介護手当金	0.29%	0.38%		0.14%		0.34%
	介護納付金	7.15%	5.38%		7.63%		6.19%
	特別財政調整	—	—		—		0.25%
	期末手当等	49.36%	44.65%		48.43%		51.03%
	短期+福祉	43.41%	40.05%		42.22%		45.61%
	育休介護手当金	0.23%	0.30%		0.11%		0.27%
	介護納付金	5.72%	4.30%		6.10%		4.95%
	特別財政調整	—	—		—		0.20%
	事 務 費		240円	240円		240円	

(備考)

- 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成 15 年 4 月 1 日から導入された総報酬制をベースとしている。
- 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1)と掛金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。
- 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

### 【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	29.1/100	57.6/100	57.6/100
事 務 費	18,644円	11,597円	13,381円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

平成24年度地方債計画  
(東日本大震災に関連する事業分)

## (1) 東日本大震災復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度 計 画 額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	123
	災害復旧事業	38
	一般単独事業	4
公営企業債		
	水道事業	10
	病院事業・介護サービス事業	21
	市場事業・と畜場事業	1
	下水道事業	12
被災施設借換債		150
国の予算等貸付金債		(8)
総 計		(8) 359
内 訳	普 通 会 計 分	127
	公 営 企 業 会 計 等 分	232
資 金 区 分	公 的 資 金	
	財 政 融 資 資 金	129
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	230
	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	(8)

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## (2) 緊急防災・減災事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度 計 画 額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	178
	緊急防災・減災事業	3,995
公営企業債		
	水道事業	216
	工業用水道事業	1
	下水道事業	156
総 計		4,546
内 訳	普 通 会 計 分	4,173
	公 営 企 業 会 計 等 分	373
資 金 区 分	公 的 資 金	
	財 政 融 資 資 金	2,553
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	1,993